

令和 8 年度

第 1 回学校体育施設開放運営委員会議

令和 8 年 6 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時から
松山下公園総合体育館 会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 挨 拶

4 議 題

(1) 学校体育施設開放の現状について

(2) その他

5 閉 会

印西市学校体育施設開放運営委員会委員

任期 令和7年6月 1日から

令和9年5月31日まで

No.		氏 名	備 考
1	1号	土 屋 剛	開放学校長代表
2	2号	市 村 昇	スポーツ推進委員代表
3	2号	須 藤 和 子	スポーツ推進委員代表
4	3号	小 暮 文 秋	スポーツ協会代表
5	3号	石 井 龍二郎	スポーツ協会代表
6	4号	加 藤 晴 樹	市PTA連絡協議会代表
7	4号	ファイルハート 侑紀	市PTA連絡協議会代表

(1) 学校体育施設開放の現状について

令和8年6月1日現在

- ・小学校 18 校、中学校 9 校、旧小学校 2 校を開放

登録数 188(-14)団体 4,681(-123)人 ※()令和7年度比 (R8.3.31)

1. 利用の条件

「印西市学校体育施設開放に関する規則」、「印西市学校体育施設開放利用者遵守事項」、学校からの指示事項を遵守することを利用の条件としています。

2. 施設利用状況

①利用団体

学校名	施設	団体数 (登録数)	利用種目
木下小学校	体育館	7	体操, 新体操, バドミントン2, ミニバス2, フェンシング
小林小学校	体育館	5	少年野球, 剣道, バレーボール3
	校庭	1	少年野球
大森小学校	体育館	5	ミニバス, ショートテニス, 卓球, バレーボール2
	校庭	1	少年サッカー
船穂小学校	体育館	5	ミニバス, 剣道, バスケットボール, 総合スポーツ, バドミントン
	校庭	1	ティーボール
木刈小学校	体育館	9	剣道, 少年サッカー, ミニバス, バドミントン2, バレーボール, ショートテニス, バスケットボール, 体操
	校庭	1	少年サッカー
内野小学校	体育館	8	剣道, ミニバス, バレーボール2, バドミントン, 総合スポーツ, ソフトバレーボール, チアリーダー
	校庭	1	少年サッカー
原山小学校	体育館	6	剣道, 新体操, ミニバス, チアリーダー, バスケットボール, バレーボール
	校庭	2	サッカー, スナックゴルフ
小林北小学校	体育館	9	ミニバス4, 総合スポーツ, 卓球, バドミントン, バスケットボール, ピックルボール
	校庭	2	少年サッカー, 少年野球
小倉台小学校	体育館	8	空手道, 剣道, 体操, ミニバス2, バドミントン2, バレーボール
	校庭	1	少年野球
高花小学校	体育館	6	バスケットボール3, ミニバス, バドミントン2
	校庭	1	少年野球
西の原小学校	体育館	9	空手道, バレーボール, ミニバス2, バドミントン2, レクリエーション, 軽スポーツ, ラクロス
	校庭	3	少年サッカー, 少年野球, ラクロス

学校名	施設	団体数 (登録数)	利用種目
原小学校	体育館	8	空手道, 総合スポーツ, 体操, ミニバス 3, チアリーディング, 新体操
	校庭	2	総合スポーツ, 少年野球
牧の原小学校	体育館	9	ミニバス 3, バスケットボール 5, バレーボール
	校庭	2	少年サッカー 2
いには野小学校	体育館	8	空手道, バレーボール 2, ミニバス, バドミントン, 卓球, バスケットボール, ピックルボール
	校庭	2	少年サッカー, 少年野球
平賀小学校	体育館	5	空手道, バレーボール 4
	校庭	5	サッカー, 少年野球, 野球, バレーボール, テニス
六合小学校	体育館	6	少年野球, 総合スポーツ 2, バレーボール 2, ミニバス
	校庭	0	
本埜小学校	体育館	6	少年野球, ミニバス 3, バレーボール 2
滝野小学校	体育館	9	空手道, ミニバス 2, 少年サッカー, バスケットボール, レクリエーション, バレーボール 2, ソフトバレーボール
	校庭	1	少年サッカー
印西中	体育館	3	バレーボール, バスケットボール 2
船穂中学校	体育館	11	バスケットボール 6, バレーボール 4, バトントワリング
	柔剣道場	5	柔道, 合気道, 日本拳法, ダンス, 空手道
木刈中学校	体育館	10	空手道, バスケットボール 3, バレーボール 6,
	柔剣道場	4	剣道, 空手道 2, 合気道
小林中学校	体育館	6	バレーボール 3, バドミントン 3
	柔剣道場	2	剣道, フェンシング
原山中学校	体育館	10	剣道, バスケットボール 6, バレーボール 3
	柔剣道場	4	剣道, 体操, 空手道 2
西の原中学校	体育館	10	総合スポーツ, バスケットボール 6, バレーボール 3
	柔剣道場	3	空手道 2, 剣道
印旛中学校	体育館	10	空手道, 剣道, バスケットボール 4, バレーボール 4
	柔剣道場	3	剣道 2, 日本拳法
本埜中学校	体育館	7	バレーボール, バスケットボール 5, バドミントン
滝野中学校	体育館	6	バスケットボール 5, バドミントン
旧宗像小学校	体育館	3	少年野球, ミニバス, バスケットボール
旧本埜第二小学校	体育館	7	少年野球, バレーボール 4, 剣道, ミニバス
	校庭	1	少年サッカー

②利用に関する学校等からの指摘事項

令和7年度からの学校体育施設開放の利用について管理指導員、近隣住民等から以下のとおり報告がありました。各団体には、メンバーへの周知徹底を依頼しました。

○施設、設備の利用に関すること

- ・ 体育館の倉庫の中のある学校の備品を勝手に使用している。
- ・ ペットボトルの飲み残しが体育館に置いたままだった。
- ・ フロアの傷が目立つ。
- ・ 体育館の扉の施錠忘れがあった。
- ・ 指定の駐車場に車を停めず、体育館前に車を停めている。
- ・ 駐車場にたばこの吸い殻が落ちていた。
- ・ 体育館の電気がつけっぱなしの日があった。
- ・ トイレのごみ箱にお菓子のごみが入っていた。
- ・ 配膳室前の駐車する場所に大きい石が積んであった。
- ・ 土日の校庭利用団体の指導者の怒鳴り声が午前8時台から聞こえてうるさい。

(2) その他

鍵の紛失・損傷届について

- ・ 鍵の年間貸与につきましては、令和7年7月から開始いたしました。利用団体が、鍵を紛失・損傷した場合は、「鍵紛失/損傷届」をスポーツ振興課へ提出していただきます。

印西市学校体育施設開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(運営委員会)

第3条 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

(利用団体登録)

第4条 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

(管理責任者)

第5条 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 管理責任者は、利用団体の全ての責任者として第1項の管理に当たらなければならない。

(学校開放の日時)

第6条 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の条件)

第7条 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締

まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の中止)

第8条 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

(利用の手續)

第9条 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第10条 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長(以下、「学校長」という。)と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を学校長に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

第11条 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

第12条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則(平成15年印旛村教育委員会規則第1号)又は本埜村学校施設開放に関する規則(平成19年本埜村教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成5年8月13日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年2月7日教委規則第3号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日教委規則第20号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日教委規則第10号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年10月 7 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

附 則（平成25年 3 月22日教委規則第 3 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年10月 7 日教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月25日教委規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式により使用されている用紙は、改正後の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式によるものとみなす。

別表（第 6 条）

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 5 時まで
体育館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時30分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時30分まで

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日をいう。

印西市学校体育施設開放運営委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、印西市学校体育施設開放に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）第3条第1項の規定に基づき、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営について定める。

(構成)

第2条 運営委員会の委員は次の各号から選出された者で構成する。

- (1) 開放学校長代表
- (2) スポーツ推進委員代表
- (3) スポーツ協会代表
- (4) P T A連絡協議会代表
- (5) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 運営委員会は学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため次の職務を行う。

- (1) 利用申請に関する調整
- (2) 開放日、開放時間の検討
- (3) 利用者団体等に対する指導、連絡
- (4) その他運営に関すること

(役員)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は本会を総括し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は必要に応じ委員長が招集する。

2 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局はスポーツ振興課内に置く。

附 則

この規約は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成23年10月7日から施行する。

附 則

この規約は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和6年4月1日から施行する。

印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

1 開放時間を遵守すること。

(1) 開放時間

①平日

体 育 館 18:00 ～ 21:30

柔剣道場 18:00 ～ 21:30

②土曜日・日曜日・休日・休業日

体 育 館 9:00 ～ 21:30

柔剣道場 9:00 ～ 21:30

校 庭 9:00 ～ 17:00

※学校により、利用できない施設・時間・活動種目あり

2 鍵の借用について

(1) 学校の指示に従うこと。

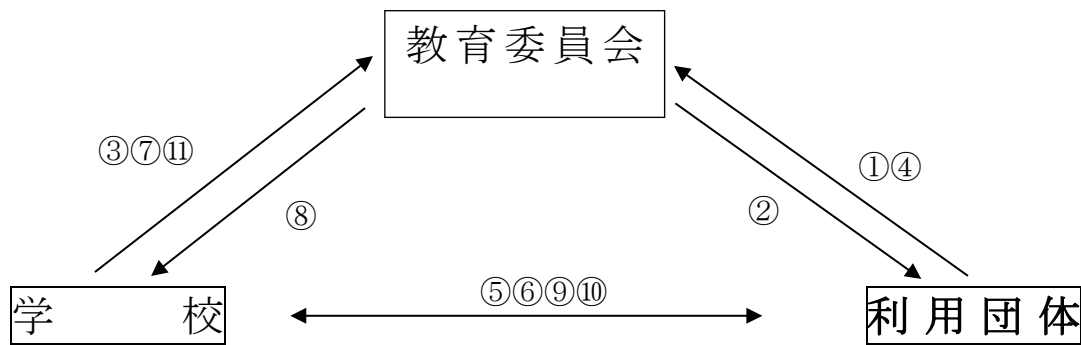
(2) 利用団体は、鍵の「借用申請書」と「誓約書」を提出し、鍵を借用すること。

- 3 活動中は常に承認書を携帯し、開放日誌は責任者が詳細に記入すること。
- 4 利用に際して、敷地内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)
- 5 利用に際しては、火気を使用しないこと。
- 6 ごみ類は、全てその都度持ち帰ること。
- 7 許可された施設以外への出入り及び目的以外の利用は禁止する。
- 8 許可された用具以外は使用しないこと。
- 9 許可なく学校の敷地内での備品の保管は禁止する。
- 10 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。
- 11 利用後は、整理整頓、清掃、整地、消灯、施錠等をして、許可時間内に退出すること。
- 12 運動場内に自動車及び自転車等を乗り入れないこと。
- 13 近隣住民の迷惑にならぬよう配慮し使用すること。
- 14 責任者は、常に利用施設の管理及び善良な利用団体の代表としての責任と注意をもって当たるものとする。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

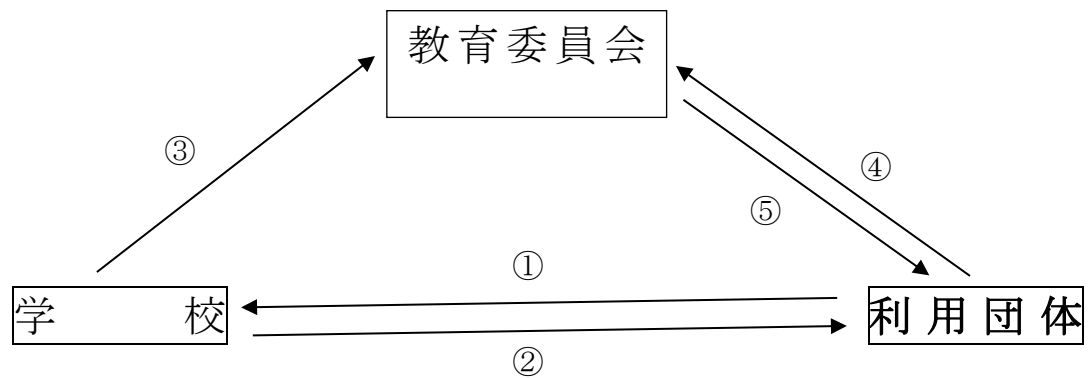
印西市教育委員会

印西市学校体育施設開放利用の流れ



- ① 利用団体は、「学校体育施設利用団体登録申請書」、「学校体育施設開放利用申請書」を教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ② 教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）は、登録申請に基づき、利用団体に登録承認書を送付する。
- ③ 学校は、施設の利用を円滑に行うため「学校体育施設開放学校指示事項」を教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ④ 利用団体責任者は、施設の利用を円滑に行うため、学校体育施設開放学校指示事項兼確認書を教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ⑤ 利用団体責任者は、鍵の借用申請書・誓約書を学校に提出する。（令和７年度７月より）
- ⑥ 学校は、体育施設の鍵を貸与する。（令和７年度７月より年間貸与に変更する。）
- ⑦ 学校は、学校行事等で開放を中止する場合は、「学校開放使用中止届」を前月の１０日（１０日が休日の場合は、前日）までに教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ⑧ 教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）は、利用申請書及び利用中止届を基に「月間利用予定表」を作成し、各学校に送付する。
- ⑨ 学校は予定表を体育館及び柔剣道場に掲示、開放日誌に添付し、利用団体は掲示された予定表にて許可日等を確認する。
- ⑩ 利用団体は、登録承認書を提示し、開放日誌を借用する。都合により利用を中止する場合は、各学校に速やかに連絡する。
学校は、予定表に基づき開放日誌を貸与する。
- ⑪ 学校は、使用後の日誌の確認及び施設を巡視し、施設に異常を認めた場合、直ちに教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）へ報告する。

印西市学校体育施設開放 鍵年間貸与の流れ



- ① 利用団体は、鍵の「借用申請書」、「誓約書」を利用が承認された学校に提出する。
- ② 学校は「借用申請書」、「誓約書」を受領後、鍵を貸与する。(年間)
- ③ 学校は学校体育施設鍵管理簿を記帳する。
全団体記入後に写しを教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）へ提出。
- ④ 鍵を破損又は亡失した場合は教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）へ報告。
- ⑤ 鍵を破損又は亡失した場合は、それに係る施設の修繕費用等を請求。

(令和7年7月より)

鍵 紛失/損傷届

年 月 日

印西市教育委員会 様

団 体 名

団体責任者

連 絡 先

1. ・紛失/損傷した鍵の学校名: _____

・紛失/損傷した 日時: 年 月 日

・紛失/損傷した 場所:

2. 紛失/損傷に至った経緯

[紛失に気づいたタイミングや、最後に確認した時の状況を簡潔に記入してください]

3. 現在の対応状況

警察への遺失届: [未 / 済(受理番号:)]※紛失時のみ

団体が鍵を紛失した場合

- ①紛失届をスポーツ振興課へ提出。
- ②鍵の業者に見積り→発注→修繕実施(シリンダー交換)
※紛失した団体責任者は見積り時に立ち会うこと
- ③紛失した鍵のシリンダーと紛失した学校の団体分、学校用、市役所関係部署の鍵の弁償。

団体が鍵を損傷した場合

- ①損傷届と損傷した鍵をスポーツ振興課へ提出。
- ②劣化による損傷の場合は、スポーツ振興課で鍵を複製。
団体の過失で損傷したものについては、団体が弁償すること。
※鍵の複製はスポーツ振興課で行う